

管理 No.	F019
--------	------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部 障がい福祉課  
(療育係 /内線:2792)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	障害児通所給付費等の支給変更決定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法  (昭和22年12月12日法律第164号)
	根拠規定条項	21条5の8-2
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法  (昭和22年12月12日号外厚生省令第164号)
	基準規定条項	第18条の21
基準規定	審査基準	<p><b>十八条の二十一</b></p> <p><b>第二十一条の五の八第一項</b>の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、<b>次の各号</b>に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先</p> <p>当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄</p> <p>当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況</p> <p>当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況</p> <p>当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況</p> <p>当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容</p> <p>心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由</p> <p>その他必要な事項</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日よりおおむね15日	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	